

## 駒澤大学法曹研究会会則

（名称）

第1条 本会は駒澤大学法曹研究会と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、駒澤大学法科大学院事務室に置く。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の研究協力、法律学、法実務の研究教育及びその成果の発表を目的とする。

（事業）

第4条 本会は次の事業を行う。

- （1）機関誌等の発行
- （2）研究会等の開催
- （3）他の大学、学会、弁護士会及びその他の研究調査機関との交流
- （4）その他適当と認められる事業

（会員）

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- （1）正会員 本学法科大学院の専任教員（特任教員を含む。）
- （2）準会員 正会員で構成する評議員会の承認を得た者

（会長）

第6条 会長は本法科大学院研究科長が兼ねる。

（評議員会）

第7条 評議員会の構成及び運営は、次のとおりとする。

- （1）構成 評議員会は正会員で構成する。
- （2）招集 会長が評議員会を招集する。
- （3）運営 会長が評議員会の議事等を提案し、会を運営する。

（附則）

この会則は、平成17年1月19日から実施する。